

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※該当する年度を○で囲んでください。

(1) 異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。

															処理事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度										
福島県白河市長					(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地					〒 -					特別徴収義務者 指 定 番 号												
令和 年 月 日						氏名 (名称)					連絡先					係												
																氏名												
					個人番号 又は法人番号						(ア) 特別徴収税額 (年税額)					(イ) 徴収済額					(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)					異動年月日		異動の事由
受給者 番号		フリガナ			氏名 (旧姓) []					月分 から 月分 まで					月分 から 月分 まで					1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ()		1. 特別徴収継続 (下段(3)は、新勤務先で記入 してください。) 2. 一括徴収 (未徴収税額を全額徴収して納入) 中段(2)に一括徴収した税額の納 入月を必ず記入してください。 3. 普通徴収 (未徴収税額を本人が納付) 後日、市から本人あて納付書を送 付します。		円				
生年月日		M・T・S・H			年 月 日					円					円									円				
個人番号																												
1月1日現在 の住所																												
異動後の住所																												

(2) 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。一括徴収に御協力ください。

1. 一括徴収する場合	給与又は退職手当 等の支払予定月日	一括徴収予定額 上記(ウ)の額	一括徴収した税額は 月分(月 日納期限分) で納入します。	・退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した 方の残税額については、退職時に一括 徴収することが義務付けられています。 なお、それ以外の間に退職された方 についても本人に了解を得て、なるべく 一括徴収の方法で納入して下さるよう、 お願いします。	備考
異動者印 ㊞	月 日	円			
2. 一括徴収できない場合	理由				
			1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える退職金などの支払がないため		

(3) 転勤等による特別徴収異動届出書(転勤先の事業所を経由して、白河市長あて送付してください。)

新規の場合は○で囲んでください。

月割額 円を 月分から徴収し 納入する。	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地					〒 -					特別徴収義務者 指 定 番 号				納入書
		氏名 (名称)					受給者番号					※新規				
												連絡先				
		個人番号 又は法人番号					氏名					電話				
																いずれかを○で 囲んでください。 要 ・ 不要

特別徴収処理コード欄(届出者は記入しないでください。)

個人コード	異動コード	徴収月	更正月	異動事由	現年度	新年度

※ 受給者番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。
 ※ 新勤務先が、特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。
 ※ 転勤等による特別徴収異動届出書(転勤先の事業所を経由して、白河市長あて送付してください。)
 ※ 1月1日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。